

○財務省告示第百六十一号

国會議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第三条第一項及び第二項の規定に基づき、対象施設の敷地及び当該対象施設に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定する。

平成二十八年五月二十三日

財務大臣 麻生 太郎

財務省の庁舎

対象施設の敷地	対象施設に係る対象施設周辺地域	財務省の庁舎
東京都千代田区	霞が関三丁目一番	
東京都港区	霞が関一丁目一一番から四番まで、霞が関二丁目二番、霞が関三丁目、内幸町二丁目一番及び永田町一丁目一一番から七番まで 赤坂一丁目一番、虎ノ門一丁目一番から八番まで及び十一番から十五番まで並びに虎ノ門二丁目一番	

備考

一 側端の一方のみがこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象施設の敷地及び対象施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。